

【お知らせ】
専攻科の生徒への奨学のための給付金について（前倒し給付）

愛媛県教育委員会高校教育課

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等（高等学校及び中等教育学校後期課程）専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。）の生徒の生計維持者等に対し、「専攻科の生徒への奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を実施しております。その中で、次の条件を満たす新入生の生計維持者等に対し、前倒し支給を行っております。

本給付金は、生計維持者等が在住する都道府県において支給することとなりますので、愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

1 支給要件（基準日（4月1日）に次の要件を全て満たすこと）

- (1) 生計維持者等が愛媛県内に住所を有している
- (2) アもしくはイに該当する世帯である
 - ア 生計維持者等全員の令和3年度（令和2年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯
 - イ 令和3年1月から入学までの間に家計が急変し、生計維持者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（※詳細は「3 家計急変世帯への支援について」参照）
- (3) 基準日に在学しており、高等学校等専攻科支援金（授業料支援）の補助要件を満たしている

基準日 令和4年4月1日

※ 基準日に休学している場合は支給対象外です。

2 支給額（対象生徒一人あたりの額）

世帯区分	専攻科	
	4~6月分	7~3月分
道府県民税所得割及び市町村民税 所得割合算額が非課税の世帯 (生活保護〔生業扶助〕非受給世帯) ※ 家計急変により非課税に相当する と認められる世帯も含む	12,625円	37,875円

※ 給付回数は生徒1人につき年1回・通算2回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回）が上限です。なお、4～6月分と7～3月分を分けて受給した場合はあわせて1回とカウントしますが、4～6月分の給付のみを受けて7～3月分の給付を受けなかった場合も1回とみなします。

3 家計急変世帯への支援について

給付金の支給対象外の世帯で、失職や倒産等の事由により生計維持者等の収入が激減し、生計維持者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる場合に、給付金の支給を申請することができます。

＜ポイント＞

- 令和3年1月から入学までの期間に、生計維持者等の失職、倒産、死亡、離婚等の事由により、世帯の収入が激減し、申請時においてもその状況が継続している
- 申請月以降の世帯年収見込額が道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に相当している
- 年額を受給するためには申請が2回必要（基準日4月1日、7月1日）

4 提出期限及び支給時期等

申請者の数や申請書類の状況によって、支給時期が前後する可能性がありますのでご了承ください。

提出期限：令和4年6月17日（金）

提出先：〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課施設管理グループ

TEL 089-912-2951

支給時期：6～7月頃予定（申請時に指定した口座へ振込）

5 申請方法（在籍する学校を通じて申請）

世帯区分に応じた必要書類を高校教育課へ郵送または持参してください。

※ 県内の国公立学校専攻科に在籍している場合は、在籍校へ提出してください。（提出締切は在籍校へお問い合わせください。）

※ 私立高等学校専攻科に在籍している場合は、私学文書課（TEL 089-912-2221）へお問い合わせください。

世帯区分	提出書類
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯	(1)専攻科の生徒への奨学のための給付金に係る提出書類等確認票(両面印刷) (2)高等学校等専攻科の生徒への奨学給付金支給申請書(様式第1号の1) ・支給申請書(両面印刷) ・給付金振込先について（注1） (3)在学証明書(様式第2号) (4)申請者の属する世帯の住民票(続柄あり、写し可)（注2） (5)個人対象要件証明書(様式第3号) (6)課税証明書等(写し可)（注3） (7)口座振替申込書兼債権者登録(変更)票

世帯区分	提出書類
令和3年1月から入学までの間に 家計が急変したことにより 世帯収入が道府県民税所得割及び 市町村民税所得割合算額非課税 世帯に相当することとなった世帯	(1)専攻科の生徒への奨学のための給付金に係る提出書類等確認票(両面印刷) (2)高等学校等専攻科の生徒への奨学給付金支給申請書(様式第1号の2) ・支給申請書(両面印刷) ・給付金振込先について(注1) (3)在学証明書(様式第2号) (4)申請者の属する世帯の住民票(続柄あり、写し可)(注2) (5)個人対象要件証明書(様式第3号) (6)奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票 (7)生計維持者等の家計急変の発生事由を証明する書類(注4) (8)生計維持者等の家計急変前の収入を証明する書類(注5) (9)生計維持者等の家計急変後の収入が住民税非課税世帯に 相当することを証明する書類(注6) (10)扶養誓約書(様式第4号)(注7) ※扶養親族がいる場合 (11)口座振替申込書兼債権者登録(変更)票

注1 申請者(生計維持者等)名義の口座を記入し、通帳の写しを貼り付けてください。

注2 生計維持者等及び申請対象の生徒が記載された世帯全員の住民票(基準日以降に取得した、続柄が表示されているもの)を提出してください。なお、生計維持者等が単身赴任をしている場合、当該生計維持者等の住民票も必要です。

注3 生計維持者等の全員について、非課税であることが証明できる書類のうちいずれか一つ(コピー可)を提出してください。

【非課税であることが証明できる書類】※令和3年度(令和2年分)に係るもの

- ・課税(非課税)証明書
- ・特別徴収額の決定・変更通知書
- ・市町民税の納税通知書

注4 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出書、死亡診断書等

注5 令和3年度(令和2年分)に係る課税証明書、特別徴収額の決定・変更通知書、市町民税の納税通知書等

注6 会社作成の給与見込証明書、直近3か月の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等

注7 誓約書欄に必要事項を記入のうえ、申請書(様式第1号)に記入した扶養親族の健康保険証の写し(被保険者等記号・番号、保険者番号、QRコードをマスキング(黒塗り)したもの)を貼り付けてください。

学校徴収金との相殺について

愛媛県内の学校に在学する者で、校長が認めた場合は、生計維持者等が負担する授業料以外の教育費(学校徴収金)と給付金を相殺することも可能です。相殺を希望する場合は、申請書類と併せて、「委任状(様式第5号)」を提出してください。

なお、委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられるため、申請者(生計維持者等)の口座には振り込まれません。

6 申請書等配布場所

- 高校教育課（松山市一番町四丁目4－2 愛媛県庁第一別館10階）
- 愛媛県ホームページからダウンロード
<https://www.pref.ehime.jp/k70400/shogakukyuhukin.html>
[ホーム] → [教育・文化・スポーツ] → [学校教育] → [高等学校] → [愛媛県高等学校等奨学のための給付金について]

7 その他

虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金を返還し、加算金を納付することとなります。